

播磨町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 播磨町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 住民又は利用者の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (3) 播磨町長及びその指名する者
- (4) 国土交通省神戸運輸監理部長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (6) 兵庫県及び播磨町道路管理者又はその指名する者
- (7) 兵庫県加古川警察署長又はその指名する職員
- (8) 学識経験者
- (9) その他町長が交通会議の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内とする。

2 委員は再任することができる。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- 5 交通会議の議決の方法は、委員の3分の2以上の出席で成立し、採決は出席委員の過半数の賛成をもって決定する。
- 6 交通会議は、簡易な案件については書面による開催とすることができるものとする。
- 7 交通会議は原則として公開とする。
- 8 交通会議の庶務は、播磨町企画グループにおいて処理する。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 交通会議において協議が調い必要があるときは、関係機関へ報告・協議等を行う。
- 3 交通会議は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第6項に規定する協議会の性格を有するものとする。この場合において、交通会議で策定さ

れる計画は、同条第1項に定める「地域公共交通総合連携計画」に位置づけることができるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年1月24日要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年7月1日要綱第25号)

この要綱は、公布の日から施行する。